※「管内の教育」は島根県教育庁　出雲教育事務所ウェブサイトにカラーで掲載されています。

所報　第97号

1　人事異動について
2　市町派遣指導主事からの報告
3　生徒指導
4　特別支援教育
5　総務課

管内の教育

出雲教育事務所　令和8年11月



「令和８年度末教職員人事異動について」

調整監　有田　幸樹

今年も新蕎麦の季節になりました。管内４市町には蕎麦の名店が数多くありますので、どこに行こうかと思案しているところです。また、紅葉のきれいな場所もたくさんあり、出雲教育事務所管内の自然の豊かさと美しさには、本当に心が癒されます。

さて、人事異動に係る業務も始まりました。島根県内、そして出雲教育事務所管内の子どもたちに対して等しく教育を保障し、学校の教育活動の活性化及び教職員のキャリアアップにつなげるという目的を達成できるよう、今年度も以下の基本方針等に基づき進めていきます。

(詳細は、人事異動方針、人事異動方針細則、人事異動方針細則解説・確認表、説明動画等でご確認ください。)

１　基本方針

（１）各市町の教育構想並びに各校の学校経営構想を尊重した広域人事の実施

・各市町の人事配置構想の尊重(広域転補の実施)
・各校の人事配置計画の重視
・隣接市町間の人事交流の促進

（２）人事異動細則の遵守

・永年勤続の解消
（教職員の資質向上、学校の活性化）
・他地域勤務、へき地勤務の完全実施
（へき地とへき地外との人事交流の促進）
・細則解消状況の点検・確認

（３）個々の赴任計画の尊重

・方針細則を踏まえた赴任計画の立案及び実施
・自らの職能成長を図る多様な勤務経験の積み上げ
・個々の事情及び希望の考慮

２　人事異動方針細則より

○「生活の本拠地」の設定・変更届

「生活の本拠地」とは、本人又は最も身近な親族が恒常的に居住する旧市町村を言い、新規採用時に本人からの申告（当該年度の異動調書の提出）によって設定することとしています。「旧市町村」とは、現在の市町村とは異なり、平成 16 年９月 30 日現在の市町村であることに注意が必要です。

生活の本拠地は、細則の根幹をなす重要なものです。結婚、養子縁組等により戸籍上の変更があった場合や、住居の取得等により転居した場合には速やかに変更の届けを提出してください。

○行わなければならない勤務

細則では、他地域勤務、本拠地勤務、へき地学校勤務、永年勤続の解消（同一校勤務、同一市町村勤務）の勤務を行うことと定めています。

これまでの細則改定により、採用年度によっては取扱いが異なります。また、採用年齢によっても内容が異なる場合がありますので注意が必要です。確認表等でご確認ください。

３　異動調書の記入にあたって

○「本人の希望」欄について

・異動を希望する場合、教育職員は新市町村、事務職員はブロックを選択します。「家庭等の特別な事情による希望」については、特段の場合のみ記入します。
・特に 50 歳代の教職員は、残り勤務年数と永年勤続(同一校、同一市町村)との兼ね合いで、赴任計画について確認をお願いします。

○他地域勤務を希望する場合の特例地域（奥出雲町・飯南町）の記入について

・他地域勤務解消をめざして、特例地域にあたる奥出雲町や飯南町を希望する場合、特例地域の専願はできないことに注意してください。
・具体的には、第１・２希望に特例地域の二町を記入した場合、必ず第３希望に「他の地域」のいずれかの市町村を記入してください。
・他地域勤務以外の異動希望の場合は、第１・２希望への異動が叶わなかった場合について、第３希望を「留任」とすることが可能です。

○本拠地勤務及び永年勤続種別

・本拠地勤務については、平成 25 年度までは生活の本拠地を置く旧市郡に所在する学校での勤務でしたが、平成 26 年度以降は生活の本拠地を置く新市町での勤務が本拠地勤務となります。
・同一市町村のカウントについても、平成 26 年度以降は生活の本拠地を置く新市町での勤務をカウントします。

○円滑かつ効率的な人事異動作業を行うため、定年前再任用短時間及び暫定再任用(短時間勤務者を含む。)教職員においても異動調書を作成し提出することとしています。

今年度末の人事異動においても、教員不足の深刻な状況が続くと予想しています。しかし、来春、管内の桜が満開になる時には、全ての小・中学校がしっかりと新年度スタートを切れるように人事異動作業を進めていきます。

市町派遣指導主事からの報告

医療連携シートの活用について　　出雲市派遣指導主事　藤原　幹夫

出雲市教育委員会では、今年度から特別な支援の必要な児童生徒のうち、医療等の連携が必要と思われる児童生徒と医療機関をつなぐツールとして、「医療連携シート」の導入を始めました。ねらいは、次の3つです。

⑴　児童生徒の支援のために医療との連携が必要と思われるケースにおいて、医療連携シートを活用することで医療受診を円滑に進める。

⑵　医療からの診断や助言をもとに必要な支援の手立てを考え、対象児童生徒が充実した学校生活を送ることができるようにする。

⑶　家庭・教育・医療・福祉等が情報を共有し、対象児童生徒を支えるための連携体制を構築することができるようにする。

シートの構成は、「医療連携シートⅠ（保護者が記入するもの）」「医療連携シートⅡ（学校が記入するもの）」「医療連携シートⅢ（受診後、医師が記入するもの）で、医療受診の結果を踏まえ、学校と保護者で教育相談を実施する。児童生徒の状況をより詳細に伝える必要がある場合は、「医療連携チェックリスト」の活用も検討する。

今年度の4月から7月の活用状況を、小・中学校にアンケートしました。小学校は11校35名、中学校は5校5名でした。

＜活用して良かったこと＞
- シートを記入し、保護者に見せながら説明することで、本人の状況と受診の目的を再度確認することができた。今後の動きについて主治医より返信いただき、保護者とともに確認することができた。
- 受診の必要性や受診の際に医師に相談したいことなど、保護者と学校で確認し合うことができ受診の動きがスムーズになった。
- 医療と連携して取り組んでいることを保護者とも確認できた。これから年月が経つにつれて、良さが多く伝わっていくと思う。
- チェックリストを活用すると、記述欄では書き切れなかった特性等についての詳細を伝えることができる。
- 受診の結果や今後の連携について、医療機関から直接書面で伝えてもらうことができ、的確な支援に繋げることができる。

「子どもたちのために、まずはやってみる、使ってみる。」を合い言葉にスタートしました。2回目以降の活用の仕方、保護者記入の負担等課題はありますが、保護者にとって医療受診のねらいが明確になり、医療機関からの診断や助言が児童生徒の支援に有効に活かされていくことを願っています。

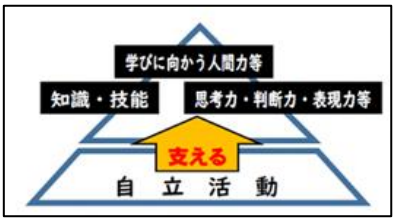
学級経営・学習指導に自立活動の視点を　　雲南市派遣指導主事　加藤　梨恵子

「しまね特別支援教育魅力化ビジョン後期版（令和８年３月）」を受け、「多様な学びの場における教育環境の充実」「教職員専門性の向上と人材育成・確保」の観点から、８月７日に「実践から学ぶ特別支援学級の学級経営・授業づくり研修会」をハイブリッド形式で実施しました。研修会では、雲南市内で長きにわたり特別支援教育に携わってきた教員を講師に迎え、「自立活動的な視点を大切にした学級経営」という演題でご講演いただきました。講演では、ICF（国際生活機能分類）を活用し、子どもの実態把握や支援構想を整理することの重要性が述べられました。また、自立活動の視点に立った学級経営の実践をふり返り、成功体験をつみ重ねたり仲間意識を育んだりすることについて話があり、実りの多い学びの時間となりました。以下、参加者の感想を紹介します。

【参加者の感想】（一部抜粋）
- 通常の学級でも、子どもの実態把握にＩＣＦ（国際生活機能分類）を活用することができ、それが一人一人に必要な支援や授業づくりに生かせると実感した。
- これまでは、自立活動は「自立活動の時間にするもの」というイメージをもっていたが、本来は学校の教育活動全体で行うものであると再確認した。
- 自立活動によって成功体験をつみ重ねることや、長期的な視点で必要な指導支援を見極めることが大切であると感じた。

さて、本研修会のテーマでもある自立活動は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説　自立活動編（平成 30 年３月）」において、「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」と「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」からなるとされています。さらに、「各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っている」と記載があります。つまり、自立活動は、学びに向かう基盤を育むうえで非常に大切な学びです。そして、通常の学級にも特別な支援を必要としている児童生徒が在籍している学校の実情を鑑みれば、学級経営や学習指導に自立活動の視点をもつことは、すべての教職員に求められる資質・能力であると言えます。

これらの観点から、雲南市では今後もすべての子どもが安心して学べる教育環境の整備を目指し、特別支援教育推進の柱のひとつとして、自立活動の充実を図っていきたいと考えています。



自立活動の位置づけを示すイメージ図

子どもの視点からとらえなおすことの大切さ

奥出雲町派遣指導主事　堀江　智史

「それができていたら、教室で過ごしとるよ。」

これは、前任校でかかわりのあった児童の言葉です。この言葉で、はっとさせられたことを今でも忘れることはできません。

本町では、県特別支援教育課「LD のある子どもの多様な学び推進事業」の指定を受け、右図のようなテーマをもとに取組を始めています。

LD のある子どもの多様な学び推進事業　奥出雲町：１年次

【テーマ】

ＬＤの理解と特性に基づいた支援体制づくりとユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり・教材づくりを通した子どもの学びに向かう土台づくり

【１年次の取組】

・授業づくり、支援方法を共に考えるための伴走支援
（授業を参観し、一緒に方法を考える伴走支援　情報提供等）
・たつじんテスト等の分析支援

本事業の一環で訪問したある学校では、先生方が「自分の思いや願いを伝えながら、子どもがどう考えているか（ニーズ）を聞いてみよう」と教育相談を実施されました。その中で、子どもの「書くことが苦手なんだよ」「文字が読めるようになりたいんだ」などの子どもニーズを引き出し、丁寧に受け止め、日々の指導に生かしておられます。その後、訪問した際、ニーズを語った子どもは、授業の中で顔をしっかりとあげ、授業に向かっていました。

最初に紹介した子どもの言葉は、思い返せば「（あなたのために○○したほうがよい）」を私は省いたまま「○○しようや」「○○してみる」と提案ばかりしていたときに返ってきた言葉だと町内の職員のみなさんの実践を通して、私自身反省すると同時に、学びを深める機会となりました。

本事業を推進力にして、学校の職員のみなさんが日頃行っておられる「実態把握、子ども理解」から得られた情報を基盤に、「子どもの視点で考える」取組を一歩一歩着実に進め、「学習者視点に立った関係づくり、環境づくり」の推進を図っていきたいと考えています。

一人一台端末の活用で授業改善を

飯南町派遣指導主事　郷原　秀文

飯南町では「ふるさと飯南の学びを原点に 一人一人が輝く人づくり」を掲げ、保小中高一貫教育と ICT 活用（教育 DX）を一体的に推進しています。小中学校で共通のアプリケーション（Google Workspace、Apple Education、Figma for Education など）を活用することで、過去の学習データが途切れず積み上がっていく、持続可能な教育 DX を目指しています。

特に、ホワイトボードツールのひとつ、「Figma」の導入により、児童生徒の学びのデータが蓄積される環境を構築しました。児童生徒自らが思考を可視化し、情報を整理・分析・表現するための「学習ツール」として活用を広げるとともに授業改善の具体的な手法として情報提供を行っています。

また飯南町では、「第２期しまねの学力育成推進プラン」の重点アクションと連動した ICT 活用の取組を推進しています。

■ 重点アクション１【問題発見・解決能力を育む授業】

学びの過程（課題設定・振り返り）における ICT 活用を推進しています。Google フォームやスプレッドシートを活用して振り返りを行うことで、前時と本時、本時と次時をスムーズにつなぎ、児童生徒自身が単元を通して自らの成長や変化を実感できるようにしています。

■ 重点アクション３【一人一台端末を活用した授業】

情報活用能力の育成に向け、端末の基本操作はもちろんのこと、小学校から中学校への系統的な学びの積み上げを重視しています。また、互いの意見や考えを議論し、視覚的に整理する場面において Figma 等のツールを活用しています。

■ 重点アクション４【子どもが学び方を選択できる授業】

ユニバーサルデザインの視点に基づき、誰もが学びやすい環境づくりを進めています。自分に合った理解・表現の手段（学びのオプション）として iPad 等のタブレット端末を活用し、児童生徒が自ら学び方を選び、決定する機会を保障しています。

このほか、教職員の ICT 活用指導力の向上を目指し、ICT 活用支援員の配置や町内研修を定期的に実施しています。校内研究協議や校内研修の場面において、Figma 等のツールを活用している学校もあります。

ICT 活用はあくまで手段であり、目的は子どもたちの学びの充実と授業改善そのものです。デジタル化によって可能となる実践を広げつつも、授業本来の目的を見失うことなく、今後も本質的な授業改善を推進してまいります。

飯南町教育委員会
Figma 活用紹介動画

「生徒指導に係る学校訪問」から　　生徒指導専任主事　糸原　進

今年度も5月から 10 月にかけて、管内全ての中学校と、希望された小学校を対象に「生徒指導に係る学校訪問」を実施しました。毎度のことながら、先生方や生徒たちの様子を間近で見させてもらい、また直接お話を聴かせていただくことで、その学校のカラー、強み（魅力）、あるいは現在重点的に取り組まれていることを知ることができたことは、私なりの課題意識の醸成に大きな示唆を与えてもらっています。ありがとうございます。

そんな中、ある中学校について紹介をしたいと思います。

「授業見学」では、全ての教室がとても温かい雰囲気に包まれていました。それは、教室の掲示物がきれいであったり、生徒たちのロッカーが整頓されていたり、休んでいる生徒の机上も配付物がきれいにまとめてあったりと、教室の学習環境が整っていた、ということだけではありません。授業の中でも、教師と生徒との「対話」が自然な形で行われている、生徒が伸び伸びと学習に取り組んでいる、といった様子からも教室全体が温もりのある空気感に包まれているような気がしたのです。

その後の協議の中で、このあたりの要因について管理職や担当の先生からお話を聴きました。まず「学年部を中心に若い先生をしっかりと育てていこうとする雰囲気がある。」「2～4年目の先生がその“恩返し”とばかりに、さらに若い先生に対してよく面倒を見てくれる。結果、若い先生同士の仲が良い。」といった「教員育成」の視点がありました。

また「世代間のギャップがない。お互いの良さを理解できているので、何でも言える雰囲気がある。つまり、風通しが良いので、情報を気軽に共有できる関係性が職員間にある。」という「教員間の連携」の話もありました。さらには「50 代～60 代の先生がとても頑張っている。若手教員がその姿を参考にしている。」「部活動指導員の方も、元教員という強みを生かして生徒に接しており“生徒指導”の一翼を担ってくれているところも大きい。その姿で学ぶ教員も多い。」といった「ベテラン教員の姿」や「チーム学校」としての話も聴かせてもらいました。

同行された市町教委の担当者からは「『ここで働きたい！』と思う学校です。」と、最大級の賛辞を送られたほどでした。

私は、こういった職員の日頃の姿が、先に見た授業の「温かい雰囲気」にもつながっている（つまり、いい意味での「隠れたカリキュラム」）との思いに至りました。

「OJT（On-the-Job Training＝日常の業務を通じて行う人材育成）」という言葉が使われて久しいのですが、私は研修等で「OJL（On-the-Job Learning＝チームや組織のメンバーとの対話やコミュニケーションをとおして教え合い、学び合うこと）」という言葉も使うようにしています。つまり「OJL」とは「（学び合う）同僚性」ということです。「同僚性」を高めることは「発達支持的生徒指導＝すべての子どもの成長を支える」の根っこの部分だと思っています。私はこの学校での訪問を通して、その思いを一層強くしました。

もちろん、一朝一夕でこのような集団（学校）になったとは思っていません。現在地にたどり着くまでに、多くの課題に対し校長先生を中心としてこれまで勤務された先生方が真摯に向き合われ続けた結果であると思っています。

昨年度まで、学校訪問では各校の「いじめ防止基本方針」を提示してもらっていました。その内容・記述に関して、さまざまな指摘をさせてもらっていたのですが、この学校は、生徒指導主事の先生から繰り返しの質問や相談を受けました。改訂を重ねられて現在のものになっています。こういった姿勢もひとつの例だと感じています。

このように「生徒指導に係る学校訪問」では私自身多くの「学び」を得ています。これらを何らかの形で還元していきたい、と日々思っているところです。今後とも引き続きよろしくお願いします。

最後に。

私が尊敬していたある格闘家はこう言っています。「人は学びを止めた時に、そして挑戦を諦めた時に年老いてゆくのだと思います。ダ～ッ!!」と。…すでに年老いていますが頑張ります。



安心感と成功体験が、子どもの力を引き出す　　特別支援教育支援専任教員　高木　潤

夏休みに、特別支援学校の中学部・高等部における作業学習の研修会に参加する機会がありました。そこで聞いた発表から、「安心感」と「成功体験」を共通して大切にされていることがわかりました。

また、県内のある企業で、障がいのある方の就業定着を支援されている方のお話を聞く機会もありました。その方が大切にされていることも、同じく「安心感」と「成功体験」でした。

学校でも社会でも、一人ひとりに寄り添い、安心感と成功体験を積み重ねていくことが、その人らしく自分の人生を歩み続けるための鍵になるのかもしれません。

「安心感」は、自分の存在に対する自信につながると思います。失敗しても、うまくできなくても受け入れてもらえる。困ったときには助けを求めることができる。自分は大切にされていると感じられる。こうした安心感があるからこそ子どもたちは失敗を過度に恐れることなく、新しいことに挑戦しようとする気持ちが湧いてくると思います。

一方「成功体験」は、自分の力に対する自信につながると思います。「自分なりの方法で課題を達成できた。」「工夫したらうまくいった。」「努力や成長を認めてもらえた。」「以前は難しかったことが、少しずつできるようになった。」こうした経験を積み重ねることで、自分の力を信じる気持ちが育ち、もっている力を発揮できるようになっていくのではないでしょうか。

もちろん、子どもたちがこれから生きていく社会は、安心できることばかりではありません。失敗することもあれば思いどおりにならないこともあるでしょう。失敗から学んで前に進んでいく力も大切です。

しかし、その力は、ただ失敗を経験させれば育つわけではありません。そもそも、失敗をしない環境を保障することはできません。どれだけ丁寧に支援しても、子どもたちが失敗したり、思いどおりにいかなかったりすることはあります。だからこそ、安心感を土台に、必要なときには助けを求めたり、もう一度考えてやり直したりする機会を設け、失敗を次の挑戦へとつなげられるように支えていく必要があります。

ただ、必要な支援は一人ひとり異なります。自分で考え、やり直す機会が必要な子もいれば、まずは気持ちを落ち着けられる環境や、大人と一緒に取り組む経験が必要な子もいます。また、誰に対しても同じように挑戦を求めることではありません。その子の実態や思いを理解し、その子に合った支援をしながら、学びにつながる挑戦の機会をつくっていくことです。

島根県教育庁特別支援教育課からはLDのある子どもの多様な学び推進事業として「学び方の違いを支える学習者視点に立った授業づくりのヒント」というタイトルのリーフレットを配布しています。その中にも『安心という土台から自立した学びへ　支援者が一貫した基準と姿勢を保ち続けることで、子どもは安心して挑戦し、失敗から学び、再び立ち上がることができる。』としています。

しかし、日々の教育現場では、子どものために何とかしたいと思いながらも、どうかかわればよいのか、どのような支援がその子に合っているのか、悩むこともあるのではないでしょうか。そんなときこそ、子どもの姿を一緒に見つめ直し、支援について一緒に考えることが大切だと考えます。

一人で考えていると、どうしても気になる行動や、うまくいかないことに目が向きがちです。しかし、見方を少し変えてみると、その子なりの強みや、すでにできていること、次の成長につながる手がかりが見えてくることがあります。子どもの見方が変われば、かかわり方が変わる、かかわり方が変われば、子どもの姿も変わっていくかもしれません。

子どもへのかかわり方や支援に迷ったとき、今の実践を振り返ってみたいときには、ぜひ一緒に考えさせてください。子どもたちの安心感と成功体験を、先生方とともにつくっていきたいと思います。



総務課から

年末調整について

今年も年末調整を行う時期になりました。今年からオフィスステーション（※１）が導入されBPO（※２）が実施されることとなりました。教職員の皆様におかれましては入力方法などご不安な点も多々あろうかと思いますが、翌年からは今年入力した内容が反映されるなど、みなさまの業務改善に資するものです。入力方法については、オフィスステーション内の「操作方法」に動画で詳しい説明があります。少しずつ操作に慣れるといいですね。

さて、今年度は税制改正により、「基礎控除の引上げ」「給与所得控除の最低保証額の引上げ」「扶養親族等の所得要件の改正」「生命保険料控除の特例」など、変更点があります。

詳しくは国税庁が発行している各種資料をご確認のうえ、入力をお願いします。

メモ

年末調整がよくわかるページ（国税庁 HP より）

https://safe.menlosecurity.com/https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm

（※１）オフィスステーションとは　…　株式会社エフアンドエムが提供するクラウド型の人事労務管理システムです。このシステムは、年末調整、給与明細の配布などをペーパーレス化し、業務効率を向上させることを目的としています。

（※２）BPO とは　…　ビジネス・プロセス・アウトソーシングの略。チェック業務の一部を外部委託することで、事務担当者によるチェック作業の負担が大幅に軽減されます。

年末調整のスケジュール

	第１回入力期限	第１回原本提出期限	第２回入力期限	第２回原本提出期限	修正入力期限	修正原本提出期限
常勤	令和8年11月13日（金）	令和8年11月25日（水）	令和8年12月15日（火）	令和8年12月24日（木）	令和9年1月4日（月）	令和9年1月14日（木）
非常勤	令和8年11月13日（金）	令和8年11月25日（水）	令和8年12月10日（木）	令和8年12月17日（木）	令和8年12月23日（水）	令和8年12月24日（木）
留意点	・基本的にこの入力期限までに、入力を完了してください。ただし、各種証明書が届いていない等入力ができない場合は、第２回入力期限までに完了してください。		・この入力期限までに、全ての方が入力を完了してください。この入力期限を過ぎたあとの新規入力は受け付けられません。（注１） ・配偶者や扶養親族の所得は見積額で入力し、配偶者控除が外れる、扶養控除が外れるなど、第１回に入力した内容と控除額が変わる場合は、必ず見積額を修正してください。		・原則、BPO検査により修正が必要と判断された場合の再提出に係る入力期限となります。 ・修正が必要と判断された場合には、BPOセンターよりメールにて通知されますので、期限までに修正をお願いします。（注２）	

（注１）第２回入力期限までに申告に必要な証明書が届かない場合、確定申告をしていただくこととなります。

（注２）BPO 開始後に修正を行いたい場合は、教育事務所で差戻しをする必要があります。入力・提出したデータを修正したい場合は、出雲教育事務所へ連絡をお願いします。修正後、提出が必要な証明書類があれば、所属を通じて原本を出雲教育事務所までご提出ください。

＜年末調整に関する問い合わせ＞

年末調整について不明な点は、まずは国税庁ホームページや所属の事務担当者にご確認ください。
それでも不明な点については、以下へお問い合わせください。

〇年末調整の申告内容・各種証明書原本の提出に関すること　…　出雲教育事務所総務課（TEL 0853-30-5680）
〇その他、システムの操作に関すること等　…　◇常勤職員　教育庁総務課給与運用係（TEL 0852-22-5409）
◇非常勤職員　教育庁学校企画課企画人事ｽﾀｯﾌ（TEL 0852-22-5422）



年末調整は、所得税の精算を行うためのとても重要な手続きです。毎年、管内小中学校においても誤申告による追給、返納などが散見されております。上記変更点など十分ご確認のうえ、正しい申請をお願いします。